

# 予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

NO.144

**〔共通〕**問1 次の記述のうち、消防法第8条の2の3に基づく特例認定を受けることができない場合に該当するものとして、消防法令上誤っているものを一つ選びなさい。

ただし、各記述は、それぞれ独立したものとし、当該記述以外は、消防法第8条の2の3第1項各号の要件を満たしているものとする。また、各記述に係る内容は、消防法施行規則第4条の2の8第1項第4号の「市町村長が定める基準」には該当しないものとする。

- (1) 過去3年以内において消防用設備等が設備等技術基準に従って設置されていなかったことにより当該消防用設備等の権原を有する者が消防法第17条の4の規定による命令を受けたことがあるとき。ただし、現時点では、消防用設備等は設備等設置基準に適合しているものとする。
- (2) 過去3年以内において消防法第8条の2の2第1項の規定による点検結果の報告をしなかったことがあるとき
- (3) 過去3年以内において消防法第8条の2の2第1項による点検の結果、防火対象物点検資格者により点検対象事項が点検基準に適合していないと認められたことがあるとき。ただし、現時点では、当該点検基準に適合しているものとする。
- (4) 過去3年以内において消防法第17条の3の3による点検の結果、消防設備点検資格者により消防用設備等の機能が点検基準に適合していないと認められたことがあるとき。ただし、現時点では、当該点検基準に適合しているものとする。

**〔消防用設備等〕**問1 消防設備士免状の返納に関する次の記述のうち、消防法令上正しいものを一つ選びなさい。

- (1) 消防設備士が消防法又は同法に基づく命令の規定に違反しているときは、都道府県知事、消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下本設問において同じ。）又は消防署長は、当該消防設備士免状の返納を命ずることができる。この場合において、消防長又は消防署長は、消防設備士免状の返納を命じたときは、当該消防設備士免状を交付した都道府県知事にその旨を通知しなければならない。
- (2) 都道府県知事は、その管轄する区域において、消防設備士免状を受けている消防設備士が消防法又は同法に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、自らが交付した消防設備士免状に加え、当該他の都道府県知事から交付された消防設備士免状についても、その返納を命じることができる。この場合において、消防設備士免状の返納を命じた都道府県知事は、その旨を当該他の都道府県知事に通知しなければならない。
- (3) 消防設備士免状の返納を命ぜられた者がその命令に違反して返納を行わなかった場合は、30万円以下の罰金又は拘留に

処される。

- (4) 消防設備士免状の返納を命ぜられたことのある者は、返納を命ぜられた日から起算して3年を経過するまでの期間は、消防設備士免状の交付を受けることはできない。

**〔消防用設備等〕**問2 消防庁長官が定める要件に該当する防火対象物の乗降場に通ずる階段及び傾斜路並びに直通階段に設ける通路誘導灯を非常用の照明装置で代替できる場合について記述した次のアからエのうち、消防法令上の正誤の組み合わせとして、正しいものを一つ選びなさい。ただし、乗降場は地階にあるものとする。

- ア 非常用の照明装置の予備電源が30分間作動できる容量のものであるとき。ただし、蓄光式誘導標識は設置されていないものとする。
- イ 非常用の照明装置の予備電源が60分間作動できる容量のものであるとき。ただし、蓄光式誘導標識は設置されていないものとする。
- ウ 非常用の照明装置の予備電源が30分間作動できる容量のものであり、かつ、消防庁長官が定めるところにより蓄光式誘導標識が設けられているとき
- エ 非常用の照明装置の予備電源が60分間作動できる容量のものであり、かつ、消防庁長官が定めるところにより蓄光式誘導標識が設けられているとき

- (1) ア：正 イ：正 ウ：正 エ：正
- (2) ア：誤 イ：正 ウ：誤 エ：正
- (3) ア：誤 イ：正 ウ：正 エ：正
- (4) ア：誤 イ：誤 ウ：誤 エ：正

**〔防火査察〕**問1 乙種第4類の免状をA県知事から交付を受けている消防設備士が、A県内ではなくB県内において、消防法令に違反する行為をしたため、消防法17条の7第2項に基づく消防設備士免状の返納命令を発動することに関する記述のうち、正しいものは次のうちどれか。

- (1) 乙種第4類免状の返納命令を発動する際には、事前手続きとして行政手続法に基づき弁明の機会を付与しなければならない。
- (2) 乙種第4類免状の返納命令を発動する主体は、A県知事とB県知事が事前に協議して決めた知事である。
- (3) 乙種第4類免状の返納命令を発動する主体は、消防法令に違反する行為をしたB県知事である。
- (4) 乙種第4類免状の返納命令を発動する主体は、当該免状を交付したA県知事である。

【共通】

問1 答 (4)

解説

(1) 消防法第8条の2の3第1項第2号イ

当該防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況が消防法令に違反していることに伴い、過去3年以内において、消防法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項、第8条の2の5第3項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定による命令を受けたことがあり、又は、実際に受けたことがなくても現に受けるべき事由がある場合には、認定を受けることができない。これらの命令を受けたことがある、又は、現に受けるべき事由があるかどうかは、管理権原者ではなく、防火対象物に着目して判断される。

(2) 消防法第8条の2の3第1項第2号ハ

過去3年以内において消防法第8条の2の2第1項の規定による点検若しくは報告がされなかったことがあり、又は当該報告について虚偽の報告がされたことがあるときは、認定を受けることができない。

(3) 消防法第8条の2の3第1項第2号ニ

(4) 消防法第8条の2の3第1項第3号の総務省令で定める基準については、消防法施行規則第4条の2の8第1項において、防火対象物の点検基準(第1号)及び市町村長が定める基準(第4号)に適合していることのほか、「消防用設備等又は特殊消防用設備等が設備等技術基準又は法第17条第3項に規定する設備等設置維持計画に従って設置され、又は維持されていること」(第2号)及び「消防法第17条の3の3の規定を遵守していること」(第3号)が要件として規定されている。したがって、設問(4)の場合であっても、消防用設備等が設備等技術基準に適合し、消防法第17条の3の3の点検報告を行っているなど設問(4)の記述以外の必要な要件が満たされる場合は、特例認定を受けることができない場合には該当しない。

【消防用設備等】

問1 答 (3)

解説

(1) 消防法第17条の7第2項において準用する同法第13条の2第5項

返納を命ずる者は、当該免状を交付した都道府県知事(以下「免状交付知事」という。)である。

免状の返納命令に関しては、運用基準として、「消防設備士免状の返納命令に関する運用について」(平成12年消防予第67号)が示されている。当該運用基準において、免状交付知事は、違反行為及び当該違反行為のなされた日(継続する性質の違反行為にあっては、当該違反行為を覚知した日)を起算日とする過去3年

以内におけるその他の違反行為に係る違反点数を合計した措置点数を免状の種類等ごとに算出し、措置点数が20点に達した免状の種類等がある場合において、当該免状の種類等に係る免状返納命令を行うものとされており、消防長(消防本部及び消防署未設置市町村にあっては、市町村長)は、措置の対象となる違反事案が発生したときは、消防設備士違反処理報告書を作成し、当該違反者が交付を受けている免状の写し及び違反時の状況を具体的かつ明確に記載した書類を添付して当該違反地を管轄する都道府県知事に報告するとともに、当該違反者に対して違反事項通知書を送達することとされている。

(2) 消防法第17条の7第2項において準用する同法第13条の2第6項

消防法第17条の7第2項において準用する同法第13条の2第6項において、都道府県知事は、その管轄する区域において、他の都道府県知事から消防設備士免状の交付を受けている消防設備士が消防法令に違反していると認めるときは、その旨を当該都道府県知事に通知しなければならないこととされている。

(1)で解説したように、返納を命ずる者は、免状交付知事であり、例えば、A県知事から甲種第1類の免状、B県知事から乙種第2類の免状の交付を受けている消防設備士に消防法令違反があった場合、A県知事は甲種第1類の免状、B県知事は乙種第2類の免状についてのみ免状の返納を命ずることができる。この場合、A県知事が乙種第2類の免状についての返納命令を行うことや、B県知事が甲種第1類の免状の返納命令を行うことはできない。

従来は、返納命令が道府県知事の機関委任事務であったことから、免状交付知事以外の知事も返納命令を発動できると解されていたが、平成11年の地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)により、機関委任事務が廃止されて地方公共団体の処理する事務が自治事務とされたことにあわせて、免状交付知事のみが返納命令を行うことができることとされ、消防法第13条の2第6項の規定が追加されるとともに、同法第17条の7第2項において同規定が準用されることとされた。

なお、複数の種類の免状を有している者にあっては、免状交付知事も複数となりうることから、消防法施行規則第33条の5の2では、免状交付知事が交付した消防設備士免状の返納を命じようとする場合には、あらかじめ他の免状交付知事にその旨を通知することとされている。例えば、A県知事から甲種第1類の免状、B県知事から乙種第2類の免状の交付を受けている消防設備士に消防法令違反がある場合は、当該違反が甲種第1類に関するものであるか乙種第2類に関するものであるかにかかわらず、A県知事及びB県知事はいずれも、自ら交付した消防設備士免状の返納命令を行うことができるが、A県知事が甲種第1類の免

状の返納命令を行おうとする場合は、あらかじめB県知事にその旨を通知することとされており、これにより、当該通知を受けたB県知事においても、時機を逸することなく乙種第2類の免状の返納命令を行うことができる。

(3) 消防法第44条第9号

消防法第17条の7第2項において準用する同法第13条の2第5項の規定による命令に違反した者は、30万円以下の罰金又は拘留に処するとされている。

(4) 消防法第17条の7第2項において準用する同法第13条の2第4項

都道府県知事は、消防設備士免状の返納を命ぜられ、その日から起算して1年を経過しない者等に対しては、消防設備士免状の交付を行わないことができる。なお、消防設備士免状の返納を命ぜられることは、消防設備士たる資格が失われることであり、かつ、当該免状に係る試験の合格の効力が失われることであるから、消防設備士免状の返納後1年を経過しても、受験をやり直して合格しない限り、消防設備士免状の交付申請を行うことはできない。

設けられていない場合は、常用の照明装置の予備電源が60分間作動できる容量以上のものとする必要があるところ、「30分間作動できる容量」となっているため、誤。

イ 消防庁長官が定めるところにより蓄光式誘導標識が設けられていない場合は、常用の照明装置の予備電源が60分間作動できる容量以上のものとする必要があるところ、「60分間作動できる容量」となっているため、正。

ウ 消防庁長官が定めるところにより蓄光式誘導標識が設けられている場合は、常用の照明装置の予備電源が30分間作動できる容量以上のものとする必要があるところ、「30分間作動できる容量」となっているため、正。

エ 消防庁長官が定めるところにより蓄光式誘導標識が設けられている場合は、常用の照明装置の予備電源が30分間作動できる容量以上のものとする必要があるところ、「60分間作動できる容量」となっているため、正。

問2 答 (3)

**解説** 誘導灯及び誘導標識を設置すべき防火対象物又はその部分は消防法施行令第26条第1項に規定されているが、同条同項ただし書きの規定により、「避難が容易であると認められるもので総務省令で定めるもの」は、誘導灯を設置すべき防火対象物又はその部分から除外されており、通路誘導灯については、消防法施行規則第28条の2第2項に定められている。平成11年の消防法施行規則の改正(平成11年自治省令第5号)により、通路誘導灯の設置を要しない部分として、建築基準法施行令第126条の4に規定する非常用の照明装置が設けられている階段又は傾斜路が追加された。

その後、平成23年の消防法施行規則の改正(平成23年総務省令第55号)により、消防庁長官が定める要件に該当する防火対象物の乗降場(地階にあるものに限る。)に通ずる階段及び傾斜路並びに直通階段に設ける通路誘導灯を非常用の照明装置で代替する場合にあっては、その予備電源を60分間作動できる容量以上のものに限ることとされた。ただし、消防庁長官が定めるところにより蓄光式誘導標識が設けられている防火対象物又はその部分に設けられている非常用の照明装置にあっては、その予備電源は30分間作動できる容量以上のものであれば足りることとされた。

なお、非常用の照明装置の予備電源については、「非常用の照明装置の構造方法を定める件」(昭和45年建設省告示第1830号)の「第三 電源」において、「充電を行うことなく30分間継続して非常用の照明装置を点灯させることができるものその他これに類するもの」とされている。

ア 消防庁長官が定めるところにより蓄光式誘導標識が

**【防火査察】**

問1 答 (4)

**解説** (1) 免状の返納命令を発動する際の事前手続きは聴聞なので、誤り。  
(2) 免状の返納命令を発動する主体は、当該免状を交付したA知事のみであるので、誤り。  
(3) 上記2と同じ。  
(4) 消防法令により正しい。

問2 答 (3)

**解説** (1) 消防法及び違反処理マニュアルにより正しい。  
(2) 違反処理マニュアルにより正しい。  
(3) 実況見分は関係者の任意の協力ではなく、消防法第4条第1項に基づき実施するので、誤り。  
(4) 消防法及び違反処理マニュアルにより正しい。

**【危険物】**

問1 答 (3)

**解説** (1) 誤り 点検結果は、保存しなければならないが、報告は義務付けられていない(法第14条の3の2参照)。  
(2) 誤り 定期点検は主として目視により行われ、ポンプ設備等について分解点検が義務付けられているものではない(製造所等の点検表参照)。  
(3) 正しい 屋内タンク貯蔵所、簡易タンク貯蔵所及び販売取扱所は、定期点検の対象外の施設となっている(令第8条の5参照)。